

**会議結果報告書**  
(会議内容全文)

会議の名称	平成 29 年度第 5 回札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会
日時・場所	平成 29 年 11 月 8 日 (水) 15:30~16:50 札幌市役所第 4 常任委員会会議室
出席委員 6 名/7 名中	品川ひろみ、内山真理子、香川美由紀、菊地秀一、前田元照、山田暁子 (敬称略)
傍聴者数	1 名

議事	概要
1. 幼保連携型以外の認定こども園の認定要件に関する基準案について	<p><b>【部会長 会議開催～会議の一部非公開の決定】</b></p> <p>本日の会議では、認定こども園の設備及び運営の基準、地域型保育事業の認可等、個別審査基準に関することとなっている。これらの議題について意見を述べることは、認可・確認部会の役割となっていることから審議をするものである。</p> <p>なお、地域型保育事業の整備計画の承認と認可についての審議は非公開で行うこととし、該当する配付資料・会議結果報告書は非公開とする。</p> <p><b>【事務局説明】</b></p> <p>○資料 1-1 「幼保連携型以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の制定にあたって」を用いて説明</p> <p>この度の幼保連携型以外の認定こども園の認定要件に関する基準を検討するにあたって、まず、認定こども園の各類型についてと基準を検討するにあたっての考え方について資料 1-1 により説明する。</p> <p>初めに認定こども園の各類型について、認定こども園は、簡単に言うと幼稚園と保育所の両方の性格を併せ持った施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の 4 類型がある。</p> <p>幼保連携型は学校としての教育及び児童福祉施設としての保育の両方を実施する単一の施設であり、本市が認可して認定こども園となっている。</p> <p>一方、幼稚園型は、認可施設としての類型は北海道が認可する幼稚園であり、これに保育所としての機能を備えて、一定の基準を満たすことで認定こども園としての認定を受ける施設である。</p> <p>同様に、保育所型は、本市が認可する保育所が、幼稚園としての機能を備えて、一定の基準を満たすことで認定こども園としての認定を受ける施設である。</p> <p>また、地方裁量型は幼稚園、保育所ともに認可されていない施設が、一定の基準を満たすことで認定こども園としての認定を受ける施設である。</p> <p>続いて、認定要件に関する基準を検討する際の考え方について説明する。資料中ほどの「2. 条例を制定するにあたっての基本的な考え方」に記載のとおり、平成 29 年 4 月 26 日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るた</p>

めの関係法律の整備に関する法律」により、平成30年4月以降に、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の3種類の認定権限が北海道から本市に移譲されることとなった。このことにより、認定するにあたっての基準の考え方は、北海道の認定基準を基本とし、本市が定める幼保連携型認定こども園の基準との関係、その他本市が定める保育所等の基準を踏まえた内容としたいと考えている。

なお、認定要件に関する基準は条例で定めることとされているため、本市においては新たに条例を制定することを予定している。この度の審議終了後、簡易な形での市民意見の募集を経て、平成30年第1回定例市議会に議案を提出する予定である。

#### ○資料1-2「基準の内容：幼保連携型以外の認定こども園の認定要件に関する基準」を用いて説明

続いて本市の認定要件に関する基準案の内容について資料1-2により説明する。

この資料は認定要件に関する基準を定める国の告示をもとに、本市がどのような基準案で対応しているかを示すものとなっており、まず表の左側が「基準の内容」、次にその基準を認定こども園法上どのように定めるべきかを示す「区分」、それに対して右側でその基準における本市の「対応」とその「理由」について示している。

「区分」は認定こども園法において、定めるべき基準が法令上従うべきものであるか、あるいは本市の実情に応じて定めることができるものかを判断するものであり、この度の認定要件に関する基準については、すべての項目が本市の実情に応じて定めることができる基準、すなわち参酌すべき基準となっている。

具体的な基準案については、国の基準、北海道の基準と比較して検討するため、資料1-3により説明する。

#### ○資料1-3「幼保連携型以外の認定こども園の認定要件に関する基準（国・道との比較表）」を用いて説明

本資料では、認定要件に関する基準を左側から「本市の基準案」、「国の基準」、「道の基準」、また、参考に「本市の幼保連携型認定こども園の認可基準」を示している。

本市の基準案は国基準、道基準に対しどのように対応しているかを記載しており、本市独自の上乗せがある場合は項目の内容部分の色を緑色に塗っており、その上で、上乗せ箇所を赤い字で示している。また、国基準や道基準には基準がない項目で、本市で新たに基準を設ける場合は、青い字にしている。

まず、1ページ目「設備に関する基準案」から説明する。

設備に関する基準案については、上乗せ箇所として、「3. 保育室等の面積」において、国や道の基準に対し、乳児室の児童一人当たりの必要面積を3.3㎡としている。これは本市が従来保育所等に定めている基準と同様の規定を設けるべき、という考えから上乗せするものである。なお、経過措置として既存園に対しては道基準を適用する。

本市が従来から保育所等にこのような基準を設けているのは、満2歳未満児がほふくを開始する時期に個人差があるため、ほふくを開始時期に関する判断を適切に行うことは困難であり、判断の誤りによって園児の安全確保に支障が生じる可能性があることから、このような支障が生じることをないよう、満2歳未満児がほふくをするか

否かに関わらず1人当たり3.3㎡以上の乳児室又はほふく室において保育を行うことを基準としているものである。

次に、「4. その他園舎基準」について、この項目については国及び道ともに基準の規定がないが、本市では地方裁量型に対し、保育室等を2階以上に設置する場合に、保育所等の基準に準じて、構造、避難設備等の規定を設けたいと考えている。地方裁量型に限定する理由は、幼稚園型は幼稚園の認可を受けるとき、保育所型は保育所の認可を受けるときにすでに規定されていることから、認定基準に規定を定める必要性がないためである。なお、既存園に対しては経過措置を適用する。

次に、「7. 調理室」について、これは運営の基準にある「14. 食事提供」に大きく影響を受ける要件であることから、後ほど合わせて説明する。

次に、「8. その他必置設備」について、この項目については国及び道ともに基準の規定がないが、本市では地方裁量型に対し、保育所等の基準に準じて、便所及び満2歳未満の園児を入所させる場合には医務室を必置と規定したいと考えている。地方裁量型に限定する理由は、「4. その他園舎基準」のときと同様に、幼稚園型と保育所型については、認可を受けるときにすでに規定されていることから定める必要性がないためである。なお、既存園に対しては経過措置を適用する。

続いて「運営に関する基準案」について説明する。

まず、「11. 職員資格」の「(3) 学級担任」及び「(4) 保育従事者」について、この項目では、認定こども園の類型に応じて北海道が上乘せしている認定要件をそのまま規定したいと考えている。これは冒頭で説明したとおり、認定権限の移譲という性格から、北海道の上乘せ内容を維持していくという考え方に基づいたものである。具体的な上乘せ内容は、それぞれ一定の質を確保するため、認可外保育施設指導監督基準を準用し、有資格者の最低数を3分の1以上とするよう規定するものである。

次に、「12. 認定こども園の長」について、この項目においても、北海道が上乘せしている認定要件をそのまま規定したいと考えている。具体的な上乘せ内容は、認定こども園の長は総合の施設長として、幼稚園又は保育所の運営に精通している必要があるため、幼稚園の園長又は保育所の所長としての要件を規定するものである。

次に、「13. 子育て支援事業に従事する職員」について、この項目は、国の基準では規定しておらず、北海道が独自に上乘せしていた項目である。しかし、本市では幼保連携型認定こども園の認可基準において子育て支援事業に従事する職員を専任で配置するような規定はしておらず、この認定こども園との並びを考慮して、国と同じく専任職員に関する規定は設けないこととしたものである。

次に、「14. 食事提供」について、この項目では、本市独自の上乗せを行う項目となっており、2点の上乗せを考えている。

1点目が、調理業務委託の限定である。これは、本市が従来保育所等に定めている基準と同様の規定を設けるべきという考え方に基づいており、調理業務委託を行う場合は、管理栄養士又は栄養士を置いた場合に限り認めることとするものである。

本市が保育所等にこのような基準を求めているのは、園児の健康状態やアレルギー等に関して園長、保育士、保護者等から情報提供を受けた上で適切な対応を講じるこ

とができるとともに、外部委託の受託業者に対する栄養管理、食材管理、衛生管理、調理作業、離乳食の個別対応、食物アレルギー対応等に関する指導管理も十分に可能となると判断できるためである。

続いて、上乘せする2点目が、地方裁量型及び保育所型における給食について、施設内で調理する方法に限定するというもので、外部からの搬入は認めないということである。これも、本市が従来保育所等に定めている基準と同様の規定を設けるべき、という考え方に基づいている。

本市が保育所等にこのような基準を求めているのは、外部搬入を認めた場合、園児の年齢、発達の段階や健康状態に応じた食事の提供やアレルギー等への配慮、必要な栄養量の給与等、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることが難しくなると考えられ、食育の推進上も支障が生じる可能性があるためである。

また、保育所型については、そもそも保育所であるため当然に自園調理をしており、地方裁量型については既存園である4園全園が自園調理を行っているという経緯がある。ただし、幼稚園型については定員数が大きいこと、また、1号認定児童が多数を占めていることを考慮すると、園内での調理に限定することが難しいため、国基準及び道基準のとおり限定はしないこととする。

また、「設備に関する基準」で食事提供と合わせて説明することとした「7. 調理室」については、先ほど地方裁量型及び保育所型を自園調理に限定することとしたことから、国基準と道基準で規定されている例外規定の適用をなくし、調理室の必置を規定することとしている。

#### 【主な委員意見・質問】

○資料1-3の項目11 職員資格について、幼稚園教諭と保育士資格とのいずれかを有している者のみが保育に従事できるという理解でよいか。

→そのような理解でよい。

上記の質疑の後、幼保連携型以外の認定こども園の基準案について、事務局が示す案どおり承認された。

2-1. 利用定員の設定について

#### 【事務局説明】

○資料2-1「利用定員の設定について」を用いて説明

利用定員の設定について資料2-1により説明する。

この後に整備計画を審議する小規模保育事業A型2件の利用定員の設定である。上の「きずな新琴似保育園」が、0歳定員2人、1・2歳定員14人の計16人、下の「えとわーる保育園」が0歳定員3人、1・2歳定員16人の計19人、2施設を合わせ合計35人の利用定員を設定する案となっている。

○資料2-2「需給計画の進捗状況について」を用いて説明

需給計画の進捗状況について資料2-2により説明する。資料では、資料2-1の案どおりに利用定員を設定した場合に、本市の教育・保育の需給状況がどうなるかを示している。資料の見方については、表の真ん中①から⑥に平成29年度中に行う整備

手法ごとの供給確保量を示しており、表の右側で、その結果、平成 30 年度当初の本市の教育・保育の需給状況がどうなるか、ということを示している。

今回設定する利用定員による供給量は、⑤「地域型保育事業<新設>」に含まれており、そのほかの欄にも数字が入っているのは、前回までに承認された平成 30 年度当初に開設予定の供給量を含めているためである。

E 欄が整備後の需給バランス、G 欄が更に区間調整を行った後の需給バランスとなっているが、今回利用定員を設定する北区、豊平区、また全市的にも、現行計画上の 3 歳未満の供給量は充足しているところであるが、今回の案件につきましては、過去の部会において議論し、現在見直し中である需給計画のニーズ量を見据えたものとなっていることによるものである。

#### 【主な委員意見・質問】

○資料 2-2 の数字だけでは判断できないが、実際には、供給量が不足しているために利用定員を設定する、というものか。

→資料 2-2 の数字は、平成 27 年の計画策定当時のニーズ量を基に受け皿の過不足状況を整理したもので、昨年秋のニーズ再調査によって、大幅なニーズ量の増が判明していることから、今回新たに利用定員を設定するものである。

上記の質疑の後、利用定員の設定案について、事務局が示す案どおり承認された。

#### 【事務局説明】

○資料 3 「小規模保育事業（新設）の整備計画及び認可」を用いて説明

小規模保育事業の新設の整備計画について、資料 3 により説明する。

最初に資料 3-1 「審査案件一覧」により概要を説明する。今回の審査案件は 2 件、1 番の「きずな新琴似保育園」は定員は 16 人、2 番の「えとわーる保育園」は定員 19 人となり、2 件の合計で 35 人分の定員を確保するものである。整備の概要は、備考欄に記載のとおり、どちらも既存建物の 1 階を賃貸し、近くの公園を代替園庭とする計画となっている。

また、施設名の左に整備区分の項目があり、1 番が自主整備、2 番が補助整備となっている。どちらも認可基準を満たすために既存建物の内部改修工事を行うが、補助整備は 450 万円を上限に改修費の 75%を本市が補助するもので、自主整備は補助を受けずに自己資金のみで改修を行うものである。表の左下には、小規模保育事業の改修整備に関する予算の進捗状況を記載している。予算は、当初予算で 8 件 152 人分、補正予算で 4 件 76 人分、合計 12 件 228 人分を計上しており、これに対する整備の状況は、既に 10 件 190 人分の整備が決まっているので、今回の 2 件 35 人分を合わせると、予算とほぼ同数の 10 件 225 人分となるものである。

次に、資料 3-2 「審査結果一覧」により審査結果について説明する。審査の結果としては、「事業計画との整合性」、「事業者の適格性」、「設備」、「運営」の 4 つの項目においてそれぞれ「○」か「×」の判断をしており、どちらの事業者も「×」の項目

2-2. 地域型保育事業の整備計画及び認可について

がないことから、総合評価を「適」と判断している。

各項目については、主なポイントに絞って説明する。

まず、「事業者の適格性」の項目について、「きずな新琴似保育園」は設置者が株式会社であることから、経済的基礎、社会的信望及び欠格事由、社会的事業の知識経験について審査している。経済的基礎に関しては、基準上必要な金額を上回っている。基準上必要な金額については、整備に必要な工事費に加え、認可要件として求めている「年間事業費の1/12」と「1年分の賃借料」の合計額となっている。経営状況についても3期以上連続した損失計上がなく、債務超過状態でないことを確認している。社会的信望と欠格事由については、誓約書により問題のないことを確認している。また、社会的事業の知識経験については、基準を満たす管理者と運営委員会を置く計画となっている。

「えとわーる保育園」は、設置者が学校法人であることから、大部分の審査項目は免除されているが、欠格事由に該当しないことについては誓約書で確認している。

次に、「設備」の項目について説明する。保育室等の面積は、いずれも基準を満たしており、屋外遊戯場については、どちらも賃貸物件のため敷地内に確保することができないことから、近隣の公園を代替園庭とする計画となっている。

次に、「運営」の項目について説明する。従事者である保育士数については、どちらも一部は確保済で、今後、必要な人数を採用する計画となっている。

卒園後の受け皿については、きずな新琴似保育園は経過措置の適用を予定しており、えとわーる保育園は複数の園との連携を図る計画となっている。

#### 【主な委員意見・質問】

○保育士が採用予定となっているが、開園までに確保できなければ開園されないということか。

→そうである。

○株式会社クローバーの事業実績について説明してほしい。

→平成27年度より利用定員12名の小規模保育事業A型を行っている。

上記の質疑の後、認可申請時点において、これらが計画通りになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。

3. 個別審査基準について

#### 【事務局説明】

○資料4「個別審査基準について」を用いて説明

個別審査基準の改正について資料4により説明する。

個別審査基準については、予定件数を超える応募があった場合や、同一物件で複数の応募があった場合など、いずれかの計画を選定する際に用いるもので、あらかじめ募集時点で公表しているものである。そのため、あくまでも競合した場合にのみ活用

されるものではあるが、個別審査基準を通して、札幌市がより望ましいと考える施設となるよう誘導できることから、その時点における保育を取り巻く状況を踏まえて適宜、改正しているところである。このたびの改正は、来年度予算分の募集に向けて変更を行いたいというものである。

資料は、1 ページから 4 ページまでが保育所の創設、5 ページから 8 ページまでが幼保連携型認定こども園の資料となっている。それぞれ、A4 版の資料が改正内容を要約したもの、A3 版の資料が改正案の個別審査基準となっており、A3 版資料の網掛け部分が今回の改正箇所となっている。このうち、項目全体が網掛けとなっているものは、項目の新設や内容変更を行うもので、点数のみ網掛けとなっているものは配点を変更するものである。

最初に、保育所の改正内容について、1、2 ページの A4 資料を中心に説明する。

まず、大項目 1 の(2)について、休日保育を実施する保育所が増えないという状況を踏まえ、休日保育を実施する場合、新たに 5 点の加点項目を設けることとした。

次に、大項目 2 の(1)について、保育所設置の優先度であるが、カッコで「配点調整」と記載している。新たな審査項目を設けるために最高得点を減少させたり、バランスを調整するために配点を変更する項目に「配点調整」と記載している。この項目の整備優先度については、優先度 A の 15 点を 8 点に引き下げるとともに、優先度 B も 9 点から 5 点に変更することとした。

次に、大項目 4 の(1)について、乳児室や保育室の面積も配点調整を行う。可能な限り広い面積を確保することが望ましいことから、定員の 120%に対応する面積に誘導するため、120%未満の得点をそれぞれ引き下げることとした。

次に、大項目 4 の(3)について、調理室面積も配点調整を行う。小数点で刻んでいた箇所を、整数に統一する趣旨で配点を調整することとした。

次に、大項目 4 の(5)について、通園配慮は、保護者による車での送迎がピークとなる朝と夕方には、定員の 1/10 程度の車が集中するケースが多いことから、これまで定員の 1/20 台分の駐車場を確保した場合に最高点としていたものを、1/10 台分を確保できた場合に最高点となるよう変更することとした。

次に、大項目 4 の(10)について、職員研修は、保育の質を確保する観点から、新たに職員研修計画がある場合に加点する項目を設けるものである。職種ごとにどのような研修を行うかなど具体的な計画と認められる場合は 2 点、それ以外の場合は 1 点とした。

次に、大項目 4 の(11)について、地域型保育事業所との連携計画は、地域型保育事業所の卒園後の受け皿確保が困難であり、また、経過措置の期限が迫ってきていることを踏まえ、受け皿を確保できる場合に加点する項目を新設することとした。

次に、大項目 5 の(2)について、借入金の状況は、借入金の返済は園の運営費から支出されることから、借入金が少ないほど加点する内容とした。これまでの配点では最高点を 10 点としていた一方、最低でも 7 点獲得できる内容であったことから、事実上 3 点差しか付かない項目となっていたが、最高得点を 5 点に引き下げるとともに、メリハリのある点差とする配点調整を行うものとなっている。

最後に、大項目 6 の(2)について、保育の質の確保や安定運営の観点から、既に設置・運営している施設数に応じて加点する項目を新設することとした。

続いて、幼保連携型認定こども園の改正内容について、5、6 ページの A4 資料を中心に説明する。

大項目 1 の(2)について、整備優先度は、従来の幼保連携型認定こども園整備は既存幼稚園からの移行のみを対象としていたところ、今年度から認定こども園の新築も対象としたことを踏まえ、保育所と同様に優先整備地域に係る項目を新たに設けることとした。なお、現在、中間見直しの作業を行っている需給計画においても、供給確保策としては、幼稚園の認定こども移行を最優先としていることを踏まえ、既存幼稚園からの移行する場合は、地域に関わらず優先整備地域 A として取り扱うこととした。

次に、大項目 1 の(3)について、配点調整を行うもので、その次の(5)は、保育所と同様、休日保育に関する加点項目を新設することとしたものである。

次の大項目 3 の(5)の通園配慮についても、保育所と同様に 2 号・3 号定員の 1/10 台以上の駐車場が確保できる場合に最高点となるよう変更するものである。

次の大項目 4 の(3)についても、保育所と同様に連携施設として卒園後の受け皿となる場合に加点する項目を新たに設けるものである。

次の大項目 4 の(8)も保育所同様で、職員の研修計画に関する加点項目を新設するものである。

次の大項目 5 の(1)の当初資金については、配点内容を保育所と同様にするための変更で、最高得点は 10 点で変更はない。(2)の補助金については配点調整のみである。

次の大項目 6 の設置主体に関しては、新設法人の場合でも、事実上、既存法人と同じ点数を獲得できる形になっていたことから、差別化を図るため新設法人に係る最高点は 10 点から 6 点に引き下げることとした。なお、幼保連携型認定こども園については、設置主体が社会福祉法人与学校法人に限定されていることから、事実上、法人の設立準備段階で事務体制が整っているため、改正後の項目は 1 つにまとめている。

最後の大項目 7 の準備状況については、配点調整のみである。

#### 【主な委員意見・質問】

- 研修計画に関する項目を新設したことは、質の確保の観点で非常によいと思う。
- 災害対策や事故防止に関するマニュアルの整備状況が項目にあるが、競合しない場合は、これらが整備されていなくても認可されるということか。
  - 認可の基準ではないが、認可後においては監査を行っており、児童処遇に直接関わる運営内容については、特に重点的に見ているところである。
- 地域型保育事業所との連携計画の項目の内容について詳しく説明してほしい。
  - 地域型保育事業は 2 歳までしか利用できないため、3 歳になった際には転園先が必要となるため、その転園先となる連携施設を確保しなければならない。この項目は、地域型保育事業所の卒園後の受け皿として連携施設となる計画があるかというものである。

<p>報告事項</p>	<p>上記の質疑の後、個別審査基準について、事務局が示す案どおり承認された。</p> <p><b>【事務局説明】</b></p> <p>9月26日に開催した認可・確認部会において承認された、学校法人養和学園が新川幼稚園内の余裕スペースで小規模保育事業の「新川どんぐり」を設置する整備計画について、法人から、整備計画を辞退する旨の連絡があったため、新川どんぐりの計画については取りやめとなったことを報告する。</p> <p>辞退の理由は、小規模保育事業ではなく、そのスペースで預かり保育事業を実施したいというものであった。なお、辞退の申し出が、札幌市のホームページや広報さっぽろに掲載する前であったことから、辞退による市民への影響はない。</p> <p><b>【主な委員意見・質問】</b></p> <p>○既に預かり保育事業を行っている幼稚園なのか。</p> <p>→既に預かり保育事業を行っている幼稚園である。幼稚園における2歳児の預かりによる受入が議論されている状況であり、当該法人としては、小規模保育事業を行うよりも、預かり保育事業を拡大していきたいという方針変更があったものと聞いている。</p>
-------------	--